令和８年度　滋賀地方最低賃金審議会
第１回 滋賀県一般機械器具製造業 最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和８年９月 30 日（水）　午後１時 23 分～２時 57 分
開催場所	滋賀労働局６階　共用会議室
出席状況	公益代表委員　　３人　（定数３人） 労働者代表委員　３人　（定数３人） 使用者代表委員　３人　（定数３人） 事務局　　４人
	公益代表委員　　片山　聡　木下康代　伊藤　慧 労働者代表委員　井島孝輔　榎並典朗　庄野英夫 使用者代表委員　池田　健　大日陽一郎　水野　透 事務局　　青木労働基準部長　大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐　遠藤労働基準監督官
主要議題	・滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議） ・その他
議事録	別紙のとおり

○木下部会長

ただ今から、第１回滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から２点、ご報告を申し上げます。

１点目は本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開とし、議事録をホームページに公開することをお知らせいたします。

なお、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでしたので、ご報告いたします。

次に２点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員３名、労働者代表委員３名、使用者代表委員３名の計９名のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の３分の２以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。以上です。

○木下部会長

では、議題（１）「滋賀県 一般機械器具製造業 最低賃金の改正決定について」に入ります。

この専門部会は、今日を含めて３回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

これから具体的な金額審議に入るわけですが、今後の金額審議を円滑に進める上で、あらかじめ基本的な考え方やご意見などをお伺いし、忌憚のない意見を表明していた

だくことは、必要なことと考えられますので、労使双方からご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まずは、労働者側からでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、よろしくお願いします。

○榎並委員

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金の引上げを単なる追随の基準とするのではなく、一般機械産業で働く労働者にふさわしい賃金水準を確保する観点から審議すべきであると考えております。

一般機械産業で働く労働者の賃金は、そもそも滋賀県全体の最低水準を上回り、ものづくり産業にふさわしい水準を確保すべきであります。

一般機械産業においては、パート・アルバイトを含め、多様な雇用形態の労働者が製造現場の基幹的な業務に従事いただいております。特定最低賃金は雇用形態ではなく、産業を支える基幹的労働者の賃金水準を確保する制度であります。そういった点を踏まえれば、パート・アルバイトを含めた現場労働者の処遇改善、人材確保・定着、技能継承を進めるためにも、一般機械特定最低賃金を地域別最低賃金に上乗せする水準へ引き上げる必要があると考えております。

ものづくりの現場を支えているのは、正社員だけではありません。パート・アルバイトを含む一人ひとりの現場労働者であります。雇用形態にかかわらず、一般機械産業の基幹的な仕事を担う労働者が安心して働き続けられる賃金水準を確立することは、技能継承、人材確保、そして滋賀のものづくり産業の持続的な発展につながると考えております。

2026 春季生活闘争においても、金属産業を中心に継続的な賃金改善が進んでおります。その成果を産業全体の賃金底上げにつなげる必要があると思っております。特に、

若年人材の確保、技能・技術の継承、製造現場の魅力向上という観点からも、人材確保が経営上の大きな課題となってきているところです。特定最低賃金が低いままだと、相対的に若年労働者が製造業を選びにくくなってきております。言い換えれば、タイパやコストが良い産業へと労働人口が流れてきております。熟練技能者の後継者確保がさらに難しくなってくると考えております。非正規・パートから正社員への移行にも影響が及んできております。

そういった問題が数珠つなぎ的に発生しつつある状況になってきておりますので、ものづくり産業にとって中小を含むサプライチェーンの将来安定が不可欠なことを踏まえ、労働側としては一般機械産業で働く労働者にふさわしい賃金水準を確保する観点から、「賃金の引上げはコストではなく、人材への投資である」というスタンスをもって、審議に臨ませていただく考えでございます。以上です。

○木下部会長

ありがとうございました。

続いて、使用者側いかがでしょうか。

○池田委員

特定最低賃金に関する考え方ですが、まず地賃の方から振り返りますと、今年度は地域別最低賃金が 56 円、5.19%と大幅な引上げとなりました。本年 10 月から 1,136 円となって、平成 28 年の 788 円から 10 年間で累計 348 円、44.2%の大幅な引上げとなっております。特にここ３年間は高い引上げとなっております。

地賃が大幅に引き上げられる中で、特定最低賃金との差は急激に縮小しておりまして、特定最低賃金の役割は終えつつあると考えております。

また、多くの企業が特定の産業だけでなく、複数の産業区分にまたがって事業を行っていたり、あるいは、同じ産業分類であっても、実際の事業領域、競争環境は異なる場合もございます。そういったことで産業別の括りで最低賃金を定めるのは適切でない場合もあるということを理解していただきたいと思っております。

特定最低賃金は、過去は存在意義があったかもしれませんが、既に特賃が必要な合理的な理由はなくなってきていると考えております。本年は必要性ありということで、この場に臨んでいるわけですけれども、地賃の引上げ額に引っ張られることなく、滋賀県の特定産業別最低賃金として地賃より高く設定すべき根拠、その根拠に基づく適正な金額水準がどれほどか、真摯に議論してまいりたいと考えております。以上です。

○木下部会長

ありがとうございました。

それでは、これから金額審議に入ります。進め方ですが、例年どおり、労使各側と公益で個別に協議を進める方法でよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、そのように進めてまいります。

早速、個別協議に入りたいと思いますが、例年、1回目の個別協議は労働者側から行っておりますが、今回もそれでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

では、労働者側は、検討の時間はどれくらい必要ですか？

○榎並委員

15分いただけるとありがたいです。

○木下部会長

それでは、専門部会を一時休会とし、公・労の個別協議を1時45分から行います。

事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

協議にあたりまして、待機していただく場所は、労働者側は４階テレビ会議室、使用者側は５階基準部長室を用意しております。

労働者側は岩永が、使用者側は遠藤がご案内いたします。よろしくお願いいたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○木下部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の個別協議での各側からのご意見を若干まとめますと、労働者側は、ＪＡＭの2026年一般機械の春闘の結果をもとに主張され、使用者側は、いわゆる第４表の製造業Ｂランクの賃金上昇率を参考に主張されましたが、合意には至りませんでした。

次回も引き続き協議いただき、全会一致による金額決定を目指してご協力お願いします。

なお、次回の個別協議は、使用者側から始めさせていただきますので、よろしくお願いします。

最後に、議題（２）「その他」として、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

〔意見等なし〕

特にないようでしたら、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

次回、第２回専門部会ですが、10 月 19 日(月)午前９時 30 分から、この場所で開催しますので、よろしくお願いします。以上です。

○木下部会長

それでは、本日の第１回専門部会は、これで終了します。お疲れ様でした。